

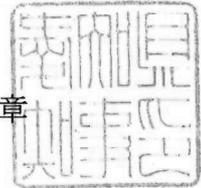
7 水大第 454 号

令和7年7月11日

愛知県環境審議会

会長 榊原 秀訓 様

愛知県知事 大村 秀章



生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の指定の見直しについて

(諮問)

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

三河湾における全窒素及び全りんの水質環境基準の水域類型の指定の見直し

担 当 環境局環境政策部水大気環境課
調整・計画グループ

電 話 052-954-6221 (ダイヤル)

説明

環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）により、水域の利用目的等に応じて水域類型の指定を行うこととされており、この水域類型の指定は、水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴い適宜改定することとされています。

生活環境の保全に関する環境基準のうち、全窒素及び全りんについては、海域の富栄養化の原因物質として、平成7年10月に三河湾の3水域において水域類型を指定しています。

近年、三河湾における全窒素及び全りんの濃度は改善傾向にありますが、一方で、栄養塩類（窒素・りん）濃度の低下による水産資源（ノリ・アサリ等）への影響を懸念する声があり、利用の態様の変化が認められるとともに、漁業関係者からは水域類型の指定の見直しを要望されています。

このような状況の中、令和7年2月に環境庁告示及び「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」（平成13年5月31日付け環水企第92号）の一部が改正され、地域のニーズや実情に応じて適時適切な指定の見直しを行うことが可能となりました。

このため、地域のニーズや実情を踏まえた、三河湾における全窒素及び全りんの水質環境基準の水域類型の指定の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものです。

三河湾における全窒素及び全りんの水質環境基準の水域類型の指定の見直しについて

1 類型指定の状況

- 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号。以下「告示」という。）により、水域の利用目的に応じて水域類型が定められている。
- 生活環境の保全に関する環境基準のうち、全窒素及び全りんについては、海域の富栄養化の原因物質として、1993年8月に環境基準が設定されており（表1）、本県は1995年10月に三河湾の水域類型を指定した（図1）。

※伊勢湾（三河湾を除く。）は1996年2月に国が水域類型を指定。

表1 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準（海域、全窒素及び全りん）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 III以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

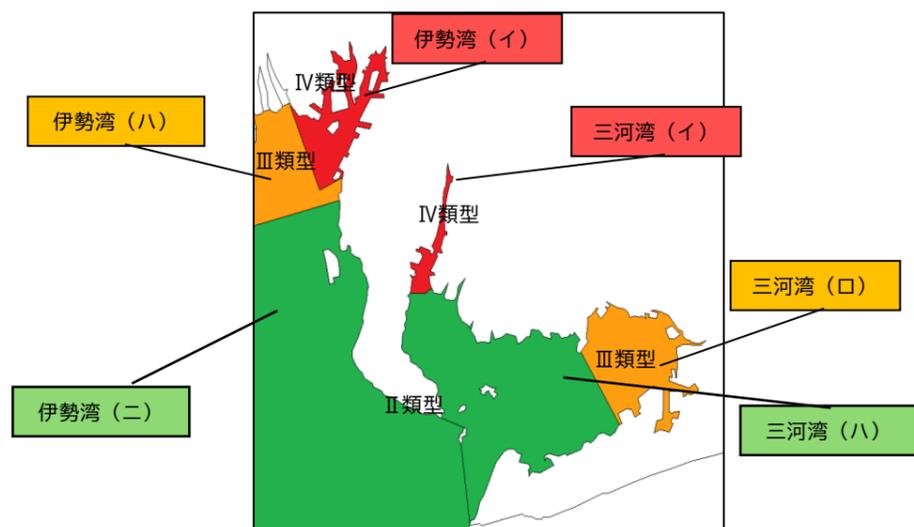


図1 全窒素及び全りんの類型指定状況

2 類型指定見直しの必要性

- 水域類型の指定については、水質の状況や水域の利用目的の実態といった利用の態様の変化等に応じて適宜、見直しをすることとされている。
- 近年、三河湾に流入する陸域からの汚濁負荷量は着実に減少してきたが、一方で、海域の栄養塩類（窒素・りん）濃度の低下（図2）による水産資源（ノリ・アサリ等）への影響（図3）を懸念する声があり、利用の態様の変化が認められるとともに、漁業関係者からは類型指定の見直しを要望されている。
- このように、地域の水環境保全に関する課題が多様化する中で、国は2025年2月に、告示及び「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」（平成13年5月31日付け環水企第92号）の一部を改正し、地域のニーズや実情に応じた環境基準の柔軟な運用（基準値の高い水域類型への見直しも含めた適時適切な見直し等）を可能とした。
- このため、地域のニーズや実情を踏まえた、三河湾の全窒素及び全りんの類型指定の見直しを検討する必要がある。

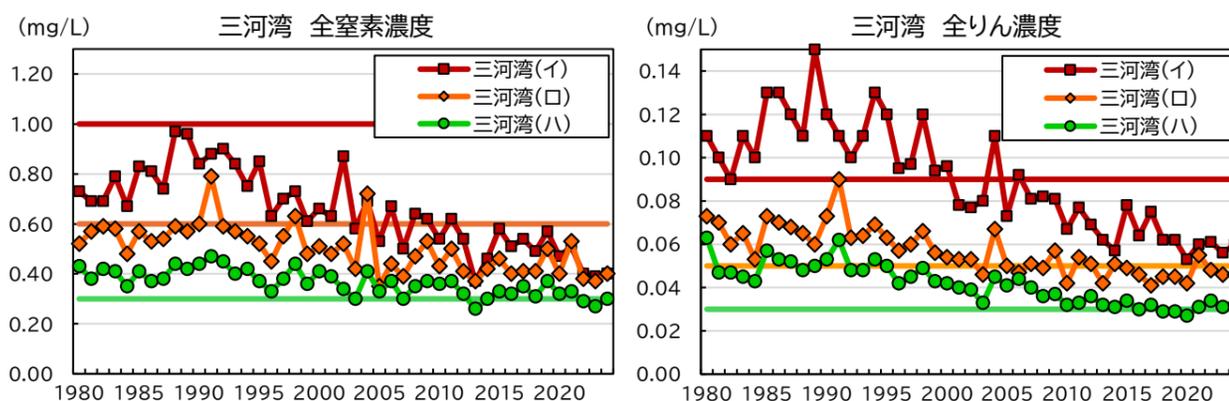


図2 三河湾における全窒素及び全りん濃度の推移（水域別）

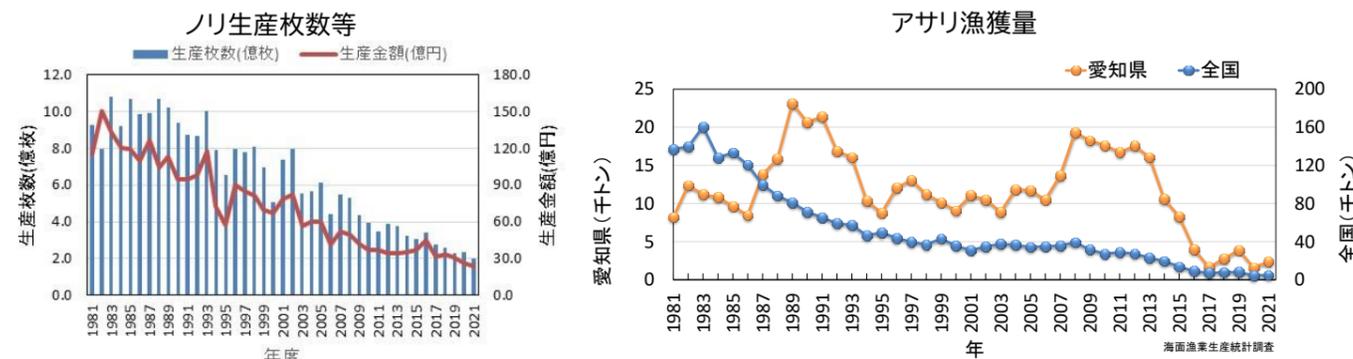


図3 愛知県の水産資源の状況（ノリ（左）及びアサリ（右））

資料：「愛知県栄養塩管理検討会議報告書 漁業生産に必要な望ましい栄養塩管理のあり方」（2025年2月）

3 スケジュール（予定）

2025年7月	・ 県環境審議会に諮問し、水質・地盤環境部会へ付託
9月中旬頃	・ 水質・地盤環境部会（1回目）で審議
12月～ 2026年1月頃	・ 水質・地盤環境部会（2回目）で審議
1月～2月頃	・ パブリック・コメントの実施 ・ 関係機関への意見照会
2月～3月頃	・ 水質・地盤環境部会（3回目）で取りまとめ ・ 県環境審議会からの答申
答申後	・ 全窒素・全りんの水質環境基準に係る水域類型の指定・告示

参考

1 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）（抄）

第十六条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

- 一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府
- 二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
 - イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長
 - ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

2 水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）（抄）

第1 環境基準

2 生活環境の保全に関する環境基準

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

- ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。
- イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。
- ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

カ 対象水域が、2以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

第4 環境基準の見直し

1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
 - (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
 - (3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更
- 2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

3 告示及び事務処理基準見直しの概要

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直し(令和7年2月)

環境省

○ 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準について、**地域のニーズや実情に応じた柔軟な運用を可能とするため**、

①適時適切な類型の見直し ②「利用目的の適応性」に係る水浴の見直し
③季別の類型指定の設定 ④CODの達成評価の変更

を実施し、告示※1及び事務処理基準※2を改正。

※1 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）
※2 環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（平成13年環水企第92号）

① 適時適切な類型の見直し

・ 事務処理基準に「水質汚濁の状況や利用目的の実態、科学的知見等に応じて、地域関係者と協議をした上で、**柔軟に水域類型の指定及び適時適切な見直しを行うこと**」を明示した。

・ 告示において、水域類型の指定に当たって「当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること」としているが、「**地域の利用の態様に合わせて適切に水質を管理するため類型を見直す場合は、「水質の悪化を許容すること」には当たらないこと**」を事務処理基準に明示した。
→ 地域の実情に応じて、基準値の高い水域類型へ見直すことも可能。

② 「利用目的の適応性」に係る水浴の見直し

・ 水域全体の水質と水浴場に求める水質は必ずしも一致しない。

・ 告示別表で、**各類型の「利用目的の適応性」から「水浴」を削った。**

・ いずれの類型においても「水浴」を利用目的とする測定点は**「大腸菌数」(300CFU/100ml 以下)を規定した。**

③ 季別の類型指定の設定

・ 全窒素、全燐について、地域の実情に応じて、月単位で区分して**季別に類型を指定することができることとした。**

・ 既存の全窒素、全燐の類型を季別の類型に見直す場合は、CODの類型も必要に応じて同様に季別に見直しを検討することとした。

④ CODの達成評価の変更

・ 湖沼(AA,A類型)、海域(A,B類型)において、**有機汚濁を主因とした利水上の支障が継続的に生じていない場合、CODの環境基準の達成状況の評価は必ずしも行わなくてよいこととした。**

・ CODの評価を行わない場合※であっても、**有機汚濁に関するモニタリング(COD、底層溶存酸素量等)は継続して実施。**

※CODの環境基準の達成評価を行わない場合も、良好な水質の確保のため、工場・事業場からのCODの排水規制や総量削減制度は引き続き当然に必要であり、CODの排水基準や総量規制基準に影響するものではない。